

一般名処方について

当院の院外処方せんは、後発医薬品が存在する
採用医薬品については、「一般名（有効成分名）」
で処方いたします。

一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することで、調剤薬局において「先発医薬品」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができます。

薬の選択をする際には、調剤薬局の薬剤師さんの説明を受け、ご相談してください。

「薬の安定供給」や「後発医薬品の使用促進」のため、国の政策として推進されていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。